

広報 ししま

4月の安売りメニュー

- 18日(水)・・・鳥肉
- 19日(木)・・・青果
- 20日(金)・・・魚
- 21日(土)・・・肉

この一票みんなて築こう地方自治

区議会議員選挙 区長選挙

投票日は4月22日です

投票時間 午前7時～午後6時

※今回の選挙で投票できる方

①昭和34年4月23日以前に生れた方、

②昭和54年1月10日までに、豊島区に転入届を出して、住民基本台帳に記録されており、

③投票日(4月22日)現在引き続いて豊島区に住んでいる方です。

【投票所のお知らせ(入場整理券)】

投票所の「お知らせ」は、4月8日に行われた都知事選挙の際に持ち帰った「お知らせ」を持参してください。お手元にご「お知らせ」をお持ちでも投票日(4月22日)までに区外へ転出されたと投票はできません。

また、4月8日の選挙のときに資格がなく投票できなかった方で、今回の区議会議員、区長選挙では投票できる方には、4月12日ごろに「投票所のお知らせ」を送付します。「お知らせ」をなくしたときは投票所の調査係へ申し出てくださいます。

不在者投票

投票日に、次の理由で投票所へ行けない方に、不在者投票の制度があります。兼務することなく、必ず投票しましょう。

①選挙の当日、自分の投票区域外で、仕事、職務に従事中、または出張中の方

②やむを得ない用務、事故のため旅行中の方

③出産、手術等で、投票日に投票所へ行けない見込みの方

【不在者投票のできる期間】

豊島区議会議員、豊島区長選挙ともに、4月12日から4月21日までの毎日午前8時30分から午後5時までです。

▽場所：豊島区東池袋1の20の10(豊島公会堂となり)

豊島区民センター2階

豊島区選挙管理委員会事務局

【不在者投票の方法】

①選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会に行き、直接その場所

で、「不在者投票用紙」を提出し、投票用紙の交付を受け、投票することができます。この際、印鑑を持参してください。

②名簿登録地の選挙管理委員会に、向いて不在者投票を行うことが困難な方は、「不在者投票用紙」(用紙は選挙管理委員会にあります)を同封して、郵便などにより選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会に投票用紙などを請求してください。その際の返信用切手はいりません。

請求を受けた選挙管理委員会は、次の用紙をお送りします。

◇投票用紙(自宅などで候補者名を記載すると有効です)

◇不在者投票用封筒

◇不在者投票証明書のついた封筒(この封筒を開きませんと投票できません)

以上を受けとった方は、旅行先や滞在先の選挙管理委員会に、向いて投票してください。

【指定病院に入院中の方】

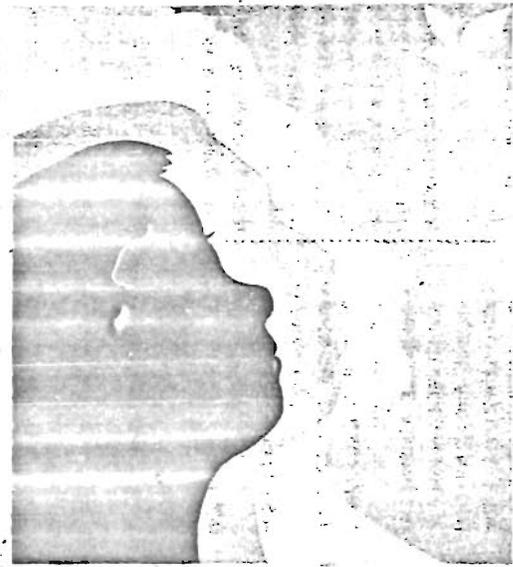
指定病院に入院中の歩行困難な方は、院長に申し出ますと、院長が投票用紙などを請求してくれま

す。投票は院長の指定する場所で行ってください。重病の方はベッドでもできます。

【郵便による不在者投票】

身体がご不自由で投票所へ行けない方が、自宅などで投票(郵便による不在者投票)できる制度です。

郵便による不在者投票のできる方は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方で、次表の要件を満たす方に限られます。



この一票誰れのため!!

昭和53年度東京都明るい選挙啓発ポスターコンクールで入選した長崎小学校6年 松岡剛君の作品

区分	手帳/程度	身体障害/程度
(1)	身体障害者手帳	1 1
(2)	戦傷病者手帳	2 1
		3 1

住民票は電話でも請求できます

住民票が必要になったが、勤務の都合などで出張所へ行けないとき、郵便をはかるために、区では「委託窓口制度」を設けています。あなたの住所地の管轄出張所へ、直接電話で申込みますと、当日の5時半以降に、区の指定した「委託窓口取扱店」で手数料(150円)と引き換えに受け取ることができます。お問い合わせは、区民課庶務係 ☎ 2411へどうぞ。

あなたの住民票はこちらでどうぞ

委託店名	住所	委託区域(電話)
廣木実業堂メロ店	東 横 3-21-6	第1出張所管内 (918) 7 3 7 4
恵田国茶舗	東池袋 1-1-4	第2出張所管内 (987) 3 0 4 1
松長薬局	西池袋 1-19-6	第3出張所管内 (986) 5 5 7 1
松屋そば屋	南池袋 2-11-2	第4出張所管内 (987) 4 8 3 5
博業実業店	目 白 3-4-15	第5出張所管内 (987) 4 8 3 8
田島たばこ店	長 崎 1-2-3	第6出張所管内 (956) 8 1 8 1
大 野 屋	南長崎 5-25-14	第7出張所管内 (953) 3 3 3 3
大 五 米 店	長 崎 4-7-12	第8出張所管内 (956) 8 1 8 4
日島酒酒店	要 町 1-15	第9出張所管内 (956) 8 1 8 7
不二堂洋菓子店	駒 込 3-2-7	第10出張所管内 (918) 2 3 3 3
中村たばこ店	池袋本町 4-2-2	第11出張所管内 (966) 6 5 0 1
大 塚 堂 菓 店	南大塚 3-55-1	第12出張所管内 (947) 3 6 7 1

昭和54年度の 中小商工業融資

区では、区内中小商工業者の経営の安定や合理化、設備の近代化等を促進するため、事業経営に必要な各種の資金融資を区内金融機関の協力のもとに行っています。

最近の経済環境は、長い不況を脱し景気の上昇基調に転じたといえ、中小規模商工業者の経営は今なおきびしいものがあります。このようなことから、昭和54年度におきましても、中小商工業者の一層の拡充を図るため、融資限度額の引き上げや貸付利率の引き下げを行ない、利用者の負担軽減等に努めております。また、新たに中小企業団体向け資金融資と中小企業に働く従業員の独立開業資金融資も創設いたしましたので、ぜひご利用ください。

融資の内容は次のとおりです。

☆資金の新設

- ・ 中小企業団体資金
- ・ 従業員独立開業資金

☆融資限度額の引上げ

- ・ 小規模企業資金300万円に
- ・ 小口緊急資金 10万円に

☆貸付利率の引下げ

- ・ 4月1日貸付分から実施

融資の内容

右以下の企業であること。

種別	貸付金額	返済期間	利率	保証	貸付利率
貸付資金	600万円まで	42か月以内(すえま6か月以内を含む)	0.7%	保証	年利 5.4%
貸付資金	300万円まで	60か月以内(すえま6か月以内を含む)	4.1%	保証	3.0%
小規模企業資金	300万円まで	36か月以内(すえま6か月以内を含む)	1.7%	保証	5.4%
小口緊急資金	100万円まで	24か月以内(すえま6か月以内を含む)			

- ① 区内で引続き一年以上同一の事業を営んでいること。
 - ② 主たる事業所の所在地が豊島区にあること。
 - ③ 適切な事業計画と確実な資金計画があること。
 - ④ 前年度の住民税を完納していること。
 - ⑤ 遊興娯楽業、飲食業(大衆食堂並びにこれに準ずるものを除く)、仲介業、不動産業(賃貸業、興信業を除く)、買戻業、金融業、興信業、飲食以外の事業を営む方。
 - ⑥ 区内の生業資金を現に利用していないこと。
- なお、小規模企業資金および小口緊急資金の場合は、雇用従業員が商業関係2名以下、工業関係5名以下であること。

融資の内容

右以下の企業であること。

融資の決定

融資は取扱金融機関(別表参照)の最終審査を経て決定し、金融機関をとおして融資されます。但し小口緊急資金については、金融機関の審査以前に、区の調査員が、経営実態調査並びに融資の必要

種別	貸付金額	返済期間	利率	保証	貸付利率
貸付資金	600万円まで	42か月以内(すえま6か月以内を含む)	0.7%	保証	年利 5.4%
貸付資金	300万円まで	60か月以内(すえま6か月以内を含む)	4.1%	保証	3.0%
小規模企業資金	300万円まで	36か月以内(すえま6か月以内を含む)	1.7%	保証	5.4%
小口緊急資金	100万円まで	24か月以内(すえま6か月以内を含む)			

融資の併用利用

区の融資制度の資金を現在借受中の方で、借受額の6割以上を返済している場合、再度、融資の借入申込みができます。(小口緊急資金の再度利用は不可)

但し、この場合の申込条件等は次のとおりです。

- ・ 借入申込み額 融資限度額から既借受額の残高を差引した残りの金額とします。
- ・ 取扱金融機関 現在借受けている金融機関扱いとします。
- ・ 添付書類 通常の融資申込みに必要な添付書類のほか、既借受額の6割以上の返済を証明する書類(償還証明書あるいは金融機関の残高証明書)が必要となります。

融資の申込み等

融資の申込みのご相談は区役所商工相談所(区民センター2階)2454へどうぞ。

新規の融資資金

▽中小企業団体資金

● 融資の対象・資格

- ・ 東京信用保証協会の保証対象組合および区内商店街
- ・ 主要保証対象組合
- ・ 事業協同組合・商工組合・商店街振興組合・環境衛生同業組合・企業組合など

● 引き続き一年以上団体の主たる事務所を本区内に有し、団体の目的たる事業を行なっていること。

▽従業員独立開業資金

● 融資の対象・資格

- ・ 区内の同一中小企業に引き続き7年以上勤務する25歳以上の者で、勤務していた企業と同一業種の事業を豊島区内で新たに営もうとする者(同資格を有し最近1年以内に開業した者を含む)
- ・ 開業の業種が原則として、東京信用保証協会の保証対象業種であること。
- ・ 前年度の住民税を完納していること。

海外派遣

財団法人世界青少年交流協会では、本年度も青少年を海外各地へ派遣します。

日程、費用等については、交流協会事務局(03-3011)へお問い合わせください。

別表 区融資資金取扱金融機関

金融機関名	所在地	電話番号
東京信用金庫	豊島区 西4-10-2	(918)1121
大塚支店	西4-25-5	(944)1151
池袋支店	池袋2-8-3	(981)1201
東池袋支店	東池袋1-25-10	(987)1201
駒込支店	駒込3-3-20	(918)1201
東京信用金庫	豊島区 西4-11-2	(984)9111
豊町支店	豊町1-10	(957)3161
椎名町支店	五反田3-2-14	(953)4611
東長崎支店	南長崎3-28-4	(952)3151
八千代信用金庫	東池袋2-61-3	(983)3221
西池袋支店	西池袋5-12-13	(984)5851
太陽信用金庫	豊島区 西4-5-7	(974)5811
三子信用金庫	豊島区 西4-11-2	(915)1151
大塚信用金庫	池袋支店 西池袋1-11-1	971
豊島信用金庫	池袋支店 池袋1-9-3	957 7271
三井信用金庫	南長崎支店 南長崎5-14-4	950 4151
日東信用金庫	東池袋支店 東池袋5-24-10	989 1501
池袋信用組合	池袋支店 西池袋5-4-6	(984)3551
豊島信用組合	東長崎支店 長崎4-30-3	(957)1186
大東京信用組合	大塚支店 北長崎2-26-1	(918)6411
東長崎信用組合	西長崎支店 西長崎3-30	(957)3511

自転車置場を 利用される方へ

4月2日から池袋駅北口置場と東長崎駅北口置場で、区がお願いした高齢者事業団により午前7時から10時まで自転車の整理指導を行う予定です。

とくに池袋駅北口置場は、平常でも自転車が収容能力をはるかにこえ、はみだり自転車が周辺に多く放置されていますが、駅改良工事等によって一層の混雑が予想されます。

そのため、置場では係員の指示に従い秩序ある利用をお願いしますとともに、置場以外には絶対に放置しないようお願いいたします。

駅から一キロ以内の方はなるべく徒歩で

国民年金たより

成人になった国民年金

国民年金は昭和34年4月1日に生まれました。あれから20年、被保険者の数は、1億53万人から2億766万人に。受給者の数は、30万人から90万人にかわりました。

いまや国民年金は、わが国最大の年金制度となり、65歳以上のおとしよりの89%に年金をさしあげています。

この国民年金の20年の歩みによって、勤め人だけを対象にした、それまでの年金は、農林漁業や中小企業、自由業やその家族にまで開放されました。

そして、すべての人がどの職業に移っても、どれかの年金をうけられる「国民年金」の仕組みができてきました。

そのうえ、福祉年金をあわせることによって差しあげられる国民年金の63.8%は国が足しています。物価が上がれば年金もあがる「物価スライド」制も採用されました。国民年金は21年目をまみだそうとしています。

みなさん。このみなさんの国民年金を、より大きく育てていくために、20歳になられた方、会社を中途退職された方はすぐ加入の申し出を、その他変更が生じたとき

軽自動車税が 増額されました

第八十七回国会において、「地方税法等の一部を改正する法律」が制定され、昭和54年度から軽自動車税の税額が別表のとおり増額されました。

今年度の納税通知書は、新しい税額で課税され、4月16日に発送の予定になっています。このたびの増額についてご了承のうえ、納入にご協力をお願いいたします。

納期限は5月1日ですが、お早目にもよりの郵便局や銀行等または区役所・出張所で納入ください。

※くわしいことは課税課税係(2313)へ。

軽自動車税 新旧税額表

区	分	新(年額)	旧(年額)
原動機付自転車	第1種・総排気量50cc以下	700	650
	第2種・総排気量50ccをこえ90cc以下	1,100	1,000
	第2種・総排気量90ccをこえ125cc以下	1,450	1,300
	小型特殊	3,000	3,000
軽自動車	小型特殊	4,300	3,900
	二輪のもの(原動機付のものを含む)	2,200	2,000
	三輪のもの	2,850	2,600
	乗用	5,200	5,200
	貨物用	6,500	5,900
	貨物用	2,900	2,900
二輪の小型自動車	乗用	3,650	3,300
	貨物用	3,650	3,300

福祉課からのお知らせ

お問い合わせは ☎2625・2626へ

福祉タクシー

利用できる方・タクシー等
内容が拡充されました

区では福祉タクシー制度の内容を、4月から次の様に三点にわたって改正し、さらに便宜をはかることになりました。この改正により、従来の利用券は使用できなくなり、また注意ください。

- ▽利用できる方
身体障害者手帳をお持ちの方で、下肢・体幹機能障害の3級以上の方、視覚障害2級以上の方の他、次の方も利用できる様になりました。
- ・ 脳性マヒもしくは筋萎縮症の方
- ・ 戦傷病者手帳をお持ちで第3項症以上の方
- ・ 愛の手帳をお持ちで2度以上の方
- ・ 豊島区精神障害者福祉手当を受給している方
- ▽利用できるタクシー
東京都個人タクシー協同組合(デンデン虫マーク)、日本個人タクシー連合会(チョウテンマーク)

の他、全個人タクシー協同組合(全個人マーク)、東京城西旅客自動車事業協同組合(東京無線マーク)の車も利用できる様になりました

▽助成金額
利用一回についての助成額が300円から350円に増額されました。

▽申請方法
身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳と印鑑をご持参のうえ申請してください。

入浴サービスの回数が増えました

長い間、入浴が困難な重度の身体障害者の方に対し、巡回入浴車を派遣し入浴の機会を提供してまいります。

▽対象者
次の障害程度の一つを有し、長期にわたり入浴が困難である方です。

①身体障害者手帳2級以上
②愛の手帳2度以上

ただし、伝染性・必滅・血管系統の病気がかかっている方等は対象となりません。

▽入浴方法
入浴に必要な設備を備えた巡回入浴車を利用者宅へ派遣し要望にわたる入浴することになります。

4・9月：1か月2回
10・3月：1か月1回

▽費用
無料(区費)

▽その他
入浴にあたっては家族の方の立会いと協力を求めます。

難病患者福祉手当

対象疾病が拡大されました

区では、難病の方に難病患者福祉手当を支給していますが、4月1日から、次のように対象疾病を拡大しましたので、該当する方はお早目に申請してください。

▽この手当を受けられる方は
豊島区内にお住いで次の疾病を有する方です。ただし、身体障害者福祉手当・老人福祉手当および児童育成手当(障害手当)を受けられている方は除きます。

▽対象疾病(拡大分)
①血友病

②人工透析を必要とする腎不全
▽手当の額
月額7千円
▽支払方法
4・8・12月にそれぞれの前月までの分を本人の口座に振込みます。

▽申請方法
該当する方は、申請書に次の書類を添えて申請してください。

①疾病を証する医師の診断書または東京都医療費控除票(郵便局の預金口座を除く)○印鑑

機能回復助成事業の対象が拡大されました

区では、身体障害者の方や難病の方のために、昨年6月1日より機能回復助成事業を実施してまいりますが、4月1日から新たに戦傷病者手帳を有する第3項症以上の肢体不自由の方も対象になります。

▽対象者
区内にお住いの
①身体障害者手帳4級以上の肢体不自由者(児)

②難病患者福祉手当受給者
③戦傷病者手帳を有する第3項症以上の肢体不自由者

▽利用の仕方
区で指定した
①豊島区鍼灸按摩マッサージ指折師会

②東京都鍼灸師会豊島支部
③東京都指折師会豊島支部

に加入している治療院で、はり、きゅう・マッサージ等を受付券と引き換えに受けることとなります

▽申請方法
本人または代理人が印鑑と身体障害者手帳または戦傷病者手帳(難病の方は印鑑のみ)を持参し、受付券の交付申請をしてください。

ミニマツトや背もたれを貸付しています

心身に障害のある方の日常生活をより豊かにするために、日常生活補助用具を貸付しています。

☆ミニマツト
①身体障害者手帳3級以上の方
②愛の手帳2度以上の方

次のいずれかに該当する方で、わたさきまたは失禁状態の著しい方

☆背もたれ
①身体障害者手帳3級以上の下肢・体幹・内部障害の方
②愛の手帳3度以上の方

右のいずれかに該当する方で、座位の安定保持が著しく困難な方

☆愛の手帳
身体障害者手帳を有する聴覚障害者で次のいずれかに該当する方

①出産を迎えた方
②5歳以下の乳幼児を保護する方

☆お知らせ
身体障害者手帳2級以上の方で次のいずれかに該当する方

①18歳以上の単身世帯
②18歳以上の聴覚障害者

☆費用
身体障害者手帳を有する聴覚障害者(1・2級を除く)で次のいずれかに該当する方

①義務教育終了の方(2)技術習得の方(3)成人式を迎える方(4)婚姻をした方

▽申請方法
ご希望の方は、身体障害者手帳または愛の手帳を持参のうえ、福祉課福祉係まで

なお、福祉課福祉係まで再給付をご希望の方は係までご相談ください。

☆電話を持っていない方は
区名義の電話をお貸しします。

③前年分の所得税が4万2千円以下

○助成世帯数
30世帯(現在助成を受けている方は、引き続き助成を受けられます)

西果鴨第三保育園入園の申込み受付をしています

西果鴨1の2の14(都電果鴨新田停留所近く)に6月1日から西果鴨第三保育園が開園する予定です

入園を希望できるお子さんは、ご家庭の状況により、

たとえば、両親が商売をしているとか、母親が外に働き出ている

たり、死別、病気のため保育にたれない等の場合です。

このご家庭状況のきびしい方から定員数まで入園していただきます。

ご希望の方は、居住地を管轄する福祉事務所まで申込んでください。

●申請先
東大塚2の36の2
西福祉事務所 91-5531
要町1の59

●申請締切日：4月28日

●お問い合わせは福祉課係②2621まで。

老人福祉電話をご利用ください

区内に住所のあるひとり暮らし老人などで、次の各要件に該当し定期的に安否の確認を行う必要がある世帯に、電話を設置もしくは電話料金の助成をします。

▽設置台数
40台(このうち5台は難聴の方のために音量が大きくなる「ルバーホン」めいりゅう)をお貸しします。身体障害のある方はご持参ください。

☆すでに電話を持っている方は、自己名義の電話を持っている方へも、毎月の基本料金と通話料(60秒)を助成します。

○助成世帯数
30世帯(現在助成を受けている方は、引き続き助成を受けられます)

お問い合わせは福祉課係②2621まで。

昭和54年度犬の登録と第1回狂犬病予防注射を下記のとおり実施しますのでお通りの会場でお願いいたします。

昭和54年度第1回狂犬病予防注射日程表

区	月日	会場	時間	天代	雨代
豊島区	4/17	第10出張所 駒込4-12-3	AM 10 ~ 12	4/24	〇
		第1出張所 巢鴨3-16-9	PM1:30~3:30	〇	〇
池袋区	4/18	大塚南公園 南大塚2-27	AM 10 ~ 12	4/25	〇
		第2出張所 東池袋2-55	PM1:30~3:30	〇	〇
保健康所	4/19	南池袋公園 南池袋2-21	AM 10 ~ 12	4/26	〇
		氷川神社 池袋本町3丁目	PM1:30~3:30	〇	〇
豊島区	4/20	第5出張所 目白1-7	AM 10 ~ 12	4/27	〇
		西池袋公園 西池袋3-20	PM1:30~3:30	〇	〇
長崎保健康所	4/20	池袋保健康所 東池袋1-39	AM 10 ~ 12	4/27	〇
			PM 1 ~ 3	〇	〇
豊島区	4/17	第8出張所 長崎4-45	AM 10 ~ 12	4/24	〇
		高松一丁目児童遊園 高松1-22	PM1:30~3:30	〇	〇
長崎保健康所	4/18	第6出張所 長崎2-27	AM 10 ~ 12	4/25	〇
		第9出張所 要町1-42	PM1:30~3:30	〇	〇
長崎保健康所	4/19	目白五丁目児童遊園 目白5-15	AM 10 ~ 12	4/26	〇
		第7出張所 南長崎4-29	PM1:30~3:30	〇	〇
長崎保健康所	4/20	長崎保健康所 長崎3-6-24	AM 10 ~ 12	4/27	〇
			PM 1 ~ 3	〇	〇

- 雨天の場合は延期し、雨天代替日に同じ場所で同じ時間に行います。なお、代替日が雨の場合は中止しますので、なるべくお天気のよい日に最寄りの会の会場で受け付けてください。
- 上記日程以外の登録は区役所または出張所で受け、注射は畜産病院等を受けて、その注射証明書添えて保護所で済済の交付を受けてください。
- 犬が死亡または喪失した時は喪失届を区役所または出張所へ提出してください。
- 手数料 登録1,500円 注射1,250円 済済 300円 - 計3,050円
※ つり残りのないようご持参ください。

社団法人東京都獣医師会豊島支部
東京都豊島区役所衛生課
東京都豊島区池袋保健康所 衛生課
豊島区東池袋1-39-2 TEL (997)4171
東京都豊島区長崎保健康所 衛生課
豊島区長崎3-6-24 TEL (957)1191

